



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年 8 月 10 日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	脳血管内手術に対するコイル塞栓術後において血栓抑制の目的で投与したエフィエント錠の算定は、虚血性脳血管障害の病名や血栓抑制の必要理由の記載、エフィエント錠を投与せざるを得ない理由の記載がある場合に限り、原則として認められる。	脳血管内手術に対するコイル塞栓術後において、血栓抑制を目的として投与されたエフィエント錠については、効能・効果として明記されていない用法での使用に該当する。しかし、当該治療後の血栓抑制に必要な薬剤であるため、必要理由の記載や虚血性脳血管障害の病名等があり、レセプト上、脳血管内手術に対するコイル塞栓術後の血栓抑制での使用と判断できる症例については、原則認められると判断した。	適用年月 令和8年12月診療分

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 外科・混合審査室外科審査課(TEL:092-688-8305) (上杉)